

「高知県消費者教育推進計画(案)」についての意見公募(パブリックコメント)の結果

【募集期間】 平成28年12月26日(月)～平成29年1月25日(水)
 【意見の件数】 14件 (5名、2団体)
 ※うち1件は本計画と直接関係のないご意見のため、掲載していません。

項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容</p> <p>若者に対する消費者教育は学校教育を基本としているが、高校卒業後就職している者や不登校者など、学校教育を受けていない未成年者に対する対策は？ 未成年者はクーリング・オフ以外に未成年者取消しができる。対処の方法が多いのでそのことを広く伝えた方がよい。</p>	<p>高校卒業後に就職している者に対しては、事業者が消費生活に関連する情報を提供するなど、職域での消費者教育を支援することで対応していきます。また、不登校者に対してもSNSや関係機関を通じて、未成年者取消しを含めた様々な消費者教育や情報提供を受けられるよう工夫していきます。</p>
2	<p>第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容</p> <p>学習指導要領に基づく消費者教育の推進には教師の役割が大きく、このことは教師の負担が重すぎる。 学校へ消費生活センターや警察など外部から派遣した方がよい。教師を啓発したところで消化不足で生徒への伝達がうまくいかどうか疑問なので、教師に任せすぎるのはよくない。</p>	<p>学校での消費者教育は、学習指導要領に基づいて行われることとなります。そのため、教員が授業で消費者教育を実施できるよう、教員向けに研修を実施するとともに、教材を作成するなど、教員の負担を軽減する取組も実施いたします。</p> <p>また、教育委員会や学校との連携を強化し、消費者教育を推進するために、消費者教育専任の非常勤職員の配置も検討しています。</p> <p>消費生活センターや県警からの講師の派遣については、今後も引き続き実施していくこととし、消費生活センターの出前講座については、実施回数の数値目標も設定しています。</p>
3	<p>第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容</p> <p>高齢者消費者被害は、高齢に伴う思考能力の低下など、消費生活問題以外にも大きい。成年後見制度の普及が消費者被害の解決につながる可能性が高いと思う。</p>	<p>成年後見制度は消費者被害の防止や回復に大いに効果があると考えます。</p> <p>県においては、今後も消費生活センターが発信している地域見守り情報等、様々な情報提供の中で成年後見制度について引き続き啓発していきます。</p>

	項目	意見の概要	意見に対する考え方
4	第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容	高齢者への啓発に集落活動センターやあったかふれあいセンター等への出前講座を実施することだが、こういう集会に出席する高齢者は、被害に遭う確率は低いと思う。外部との接触がない高齢者が危ない。 高齢者は家で1日中テレビを見ているイメージがあるので、テレビCMを活用するのが効果的だと思う。	高齢者への啓発に関しては、集落活動センターやあったかふれあいセンター等への出前講座のほか、高齢者を地域で支えるためのネットワークの活用、ボランティア等の地域人材の育成等により、高齢者の見守りを強化することで、高齢者の消費者被害の防止に努めていきます。 また、県の広報番組等を活用するなど啓発の方法を工夫し、消費者教育について広く周知に努めます。
5	全体	いざという時には地域コミュニティが一番大切だと思います。何といたってもおとなり同士の助け合いが必要です。協力が必要な時は皆で頑張っていきたい、そんな思いの人が多くいると力強いと思います。	消費者被害の防止のためには、地域の見守りが重要であると考え、本計画の中にも記載しています。 消費者教育を推進していくうえで、地域の見守りネットワークを活用して情報提供や出前講座を行っていきます。
6	第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容	高齢の人にも広く呼びかけることも必要かと思えます。体力も気力もまだまだありますし、今までの体験からの意見もたくさん持っていると思いますので。 いろいろな年代の人達の意見を聞く場所があって、どうすればよりよい住みやすい社会になるのかを考える。それには県民全体に知らせること、情報メディアを使うこともいいと思うし、「みんなが生き生き暮らすまち」になればいいと考えます。	消費者教育を推進するうえで、高齢者を含む県民の皆様に広く情報提供ができるよう、啓発の方法を工夫していきます。
7	第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容	くらしのサポーターが、各種の研修等によって修得した知識・技法を有効活用するための社会的役割を例えば民生委員のように、明文化しておく必要があると思料する。現状ではサポーターによる啓発活動の実情が把握できていない。	くらしのサポーターの社会的役割について、計画には詳しく記載していませんが、消費者被害の未然防止や拡大防止のため、地域で活動するくらしのサポーターの役割は重要と考えます。 今後くらしのサポーターには啓発活動の担い手としてだけでなく、地域と消費者行政をつなぎ、地域で消費者教育を促す役割も期待しています。そのためにもくらしのサポーターが研修等によって修得した知識・技法を有効活用できるよう、くらしのサポーターの活動支援に取り組みます。

	項目	意見の概要	意見に対する考え方
8	全体	消費者事件の事物管轄を明確にしておくことが必要ではないかと思う。	県では県内の各市町村に消費生活相談窓口が設置されており、居住している市町村の窓口に相談できます。また、県立消費生活センターでも県全域から相談を受け付けています。 消費者事件の事物管轄については、計画本文に記載していませんが、県及び市町村の相談窓口の一覧を附属資料として計画本文の後に記載することにします。
9	第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容	人のライフサイクルに応じて、各ステージごとの施策を多角的に検討するものとなっており、計画案として極めて充実したものであるとの印象を受けた。 ただ、何点か、思いついたことを述べておきたい。 まず、消費者教育にまつわる講演には消費者教育に関心を寄せる者しか参加しないという限界がある。学校へ講師を派遣して行う出前授業は関心のない者に対しても知識を提供しうることから、無関心の壁を越えるものであるが、学校を卒業した者にはかかる機会が存しないと思われる。 そこで、例えば、自動車の免許更新の際に消費者教育の時間を短時間でも設ける、年金の受給申請の際に消費者教育を短時間でも受講する機会を設ける等してみるのはいかがだろうか。 このような方法が乱暴であるとするならば、消費者教育への一定の動機付けを設定することも考えられていいのではないか。例えば、消費者教育を受講すれば税金が1000円安くなる、高齢者(貧困世帯)向け給付金の受給に際しては消費者教育に関する講演の受講を要件とする等々色々ありうらと思われる。特に後者は消費者被害に遭いやすい潜在的被害層を中心に受講者をそれなりに確保できて、有益なものとなりうるのではないか。	消費者教育について、県民の皆様の関心を広げていくことはとても重要と考えます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
10	第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容	実際に被害に遭ったときの相談先に関する知識の提供も計画内容に組み込むべきではないか。比喻になるが、転ばない歩き方を教えても転ぶときは転ぶのであり、転んだときの立ち上がり方を教えることも大事なのではないか。 その意味で、転んでも立ち上がることができること(被害回復に向けて適切な対応をとれば被害回復の可能性があること)を教えることが有意であると思われる、かかる観点から、被害回復の成功事例をもっと積極的に啓発していてもいいのではないか。 ただ、その際は、被害回復が不発に終わった事案についても情報を提供することが必要であると思われる。転び方によっては立ち上がれないほどの重傷を負うときがあるということを理解することもまた、自分で自分を守るしかないという覚悟ができる点で有意であろうと思う。	県では、消費生活センターに寄せられた相談事例を情報提供することで、消費者被害の未然防止に取り組んでいます。 いただいたご意見を参考に、消費者教育においても相談事例を紹介するなど工夫しながら啓発していきます。

	項目	意見の概要	意見に対する考え方
11	全体	<p>消費者教育の方策を考え抜き、その一つ一つを着実に実施してもなお根絶されえない消費者被害が存在したとき、これにどのような対応をとることが望ましいかという議論を開始しなければならないのではないか。消費者教育の役割を超えた問題として、法規範(条例)による個別救済ルール of 強制的に導入も視野に入れなければならないのではないか(状況の濫用法理の導入などをイメージしているが、これは難しいかもしれない)。</p> <p>消費者教育の十全な実施が前提ではあるが、消費者被害の防止・救済のために教育と法規制(個別救済規定)との役割分担のあり方についても検討を始めることが必要ではないか。</p>	<p>今年度、消費者被害の防止を強化するため、消費者契約法や特定商取引法が改正されました。今後もこうした国の動きに注視していきます。</p>
12	全体	<p>消費者教育の推進に関する基本的な方針のⅡ2(1)には、「県においては、広域的な観点から、管内の市町村の取り組みを支援し、あるいは、市町村間での格差を埋めることにより、消費者に提供される消費者教育の水準を確保することが求められる」とあります。</p> <p>この考えに依拠すると、県の計画は県内市町村での消費者教育の指標となるものです。市町村の自治を阻害しない範囲で、個々の市町村が消費者教育に取り組む基礎となる内容を盛り込むことを望みます。</p> <p>そのためには、市町村での消費者教育の現状解析や、現今の消費者教育が理性的な消費者の育成や消費者トラブル防止などに、どの程度奏効しているのかいないのかの分析が必要です。これに基づいて、効果的な部分を延ばし、効果のない部分を改める計画を立てることが重要だと考えます。</p> <p>また、消費者市民社会の構築が安定した消費環境を整える基盤であり、これの持続につながることに鑑みると、消費者市民を育成する教育について、幼少期からの積み重ねの視点を取り入れて重点施策とすべきと考えます。</p> <p>ただし、県内の消費者教育に充てることのできる人員・予算などに限りがあると思われることから、実効性を高めるために、原案以上に課題を絞り込んだ計画を策定することが肝要だと考えます。</p>	<p>本計画は、本県において消費者教育を推進する方向性を示しているものです。計画を推進するにあたって、市町村と連携していくなかで、各市町村の取組状況や課題を共有していきます。そのうえで計画の方向性に修正の必要が生じた場合は、3年後の中間見直しの際に反映させたいと考えています。</p> <p>消費者市民を育成することは、本計画の目的にも定めており、そのためには幼少期からの切れ目のない教育が必要であると考えます。ただし、成人になったばかりの若者が消費者被害に遭いやすいこと、本県ではその時期に親元を離れる若者も多いことから、「若者(高校生・大学生等)に対する消費者教育の推進」を重点施策としています。</p> <p>また、本計画では、第2章、第3章であげた課題の中から、特に重点的に取り組むものを絞り込んで第4章に重点施策として挙げています。</p> <p>□</p>
13	第5章 消費者教育推進の基本的な方向と内容	<p>行政、事業者、ボランティア団体等、それぞれ独立した多くの組織で独自の消費者教育が現在でもなされていると知りました。どの地域でどのような取り組みがされていて、どの地域でどんな取り組みが不足しているのか知るためにも、事後でなくリアルタイムでの情報共有が出来れば、より効率的な消費者教育が出来るのではないかと思います。</p>	<p>本県で消費者教育を推進するにあたって、市町村や学校教育のほか、消費者団体や事業者・事業者団体など各主体との連携・協働が重要と考えます。</p> <p>本計画の推進にあたって、各主体がどのような取組をしているのか情報収集するとともに、その情報共有の方法も工夫していきます。</p>